

所管課		環境共生部クリーンセンター環境事業推進課											
施策の大綱	まちづくりの目標(章)			施策分野(節)			施 策						
	第1章 環境調和都市			04 環境保全			01 公害などの無いまちをつくる						
事業：第2清掃工場公害防止対策事業												整理番号	0281
目的	南河内環境事業組合第2清掃工場の操業に伴う公害の発生を防止し、周辺地域の生活環境や自然環境の保全を図ることを目的として設置した「南河内環境事業組合第2清掃工場河内長野市公害防止対策委員会」について、同委員会の設置目的を達成するための適切な同委員会の運営が目的である。												
目標	南河内環境事業組合第2清掃工場河内長野市公害防止対策委員会を開催し、南河内環境事業組合が実施した前年度の周辺地域環境測定結果の公表を行い、第2清掃工場の操業に伴う公害等の発生がなく、周辺地域の生活環境や自然環境への影響が見られないことの確認を行う。												
事業費・財源	事業費（決算額）（千円）			126	コスト情報・評価	総コスト（千円）		888	総合評価 A 評価理由	妥当性		A	
	財源内訳	一般財源		126		内訳	事業費			126	効率性		A
		国府支出金		0			人件費			762	有効性		A
		地方債		0			公債費			0	毎年実施の周辺環境測定結果により、第2清掃工場の操業による周辺環境への影響を監視しており、今後も継続して監視することが必要である。		
		その他特定財源		0			一人あたり（円）			8			
							世帯あたり（円）			19			
貢献度	施策に対する事業貢献度			A	根拠	第2清掃工場の操業に伴う公害の発生を防止するため、毎年実施されている周辺地域での環境測定結果の監視を行っており、平成12年4月の操業開始以降、周辺地域の環境への影響は見受けられない。							
今後の方向性	今後も第2清掃工場の操業に伴う公害発生及び周辺環境等への影響を確認し、合わせて測定結果の公表を行うため、周辺地域での環境測定を継続して実施し、その測定結果等の監視確認を行う委員会を引き続き開催する。												

事業 優先順位		1	細事業：第2清掃工場公害防止対策事業					整理 番号		01	
目的		南河内環境事業組合第2清掃工場の操業に伴う公害の発生を防止し、周辺地域の生活環境や自然環境の保全を図ることを目的として設置した「南河内環境事業組合第2清掃工場河内長野市公害防止対策委員会」について、同委員会の設置目的を達成するための適切な同委員会の運営が目的である。									
目標		南河内環境事業組合第2清掃工場河内長野市公害防止対策委員会を開催し、南河内環境事業組合が実施した前年度の周辺地域環境測定結果の公表を行い、第2清掃工場の操業に伴う公害等の発生がなく、周辺地域の生活環境や自然環境への影響が見られないことの確認を行う。									
事業 実施主体		直営	事業開始 年	平成11年度	根拠 法令	南河内環境事業組合第2清掃工場河内長野市公害防止対策委員会規程					
事業費・財源			平成25年度	平成24年度	比 較	コスト 情報・従 事職員数 参考			平成25年度	平成24年度	比 較
	事業費（決算額）（千円）		126	126	0		総コスト（千円）	888	920	-32	
	財源 内訳	一般財源	126	126	0		事業費	126	126	0	
		国府支出金	0	0	0		人件費	762	794	-32	
		地方債	0	0	0		公債費	0	0	0	
		その他特定財源	0	0	0		一人あたり（円）	8	8	0	
			0				世帯あたり（円）	19	20	-1	
			0				職員数（人）	0.10	0.10	0.00	
					再任用職員数（人）		0.00	0.00	0.00		
今後の 方向性		今後も第2清掃工場の操業に伴う公害発生及び周辺環境等への影響を確認し、合わせて測定結果の公表を行うため、周辺地域での環境測定を継続して実施し、その測定結果等の監視確認を行う委員会を引き続き開催する。									
評価	妥当性	効率性	有効性	対象者	第2清掃工場の操業に伴う公害等が発生した場合や、周辺地域の生活環境や自然環境への影響が発生した場合などに、影響を受ける可能性がある周辺地域住民						
	A	A	A								

事業：第2清掃工場公害防止対策事業

1. 第2清掃工場公害防止対策事業

南河内環境事業組合第2清掃工場の操業（平成12年4月稼働開始）に伴う公害の発生を防止し、周辺地域の生活環境や自然環境の保全を図るための事業に取り組んだ。

細事業：第2清掃工場公害防止対策事業

1. 南河内環境事業組合第2清掃工場周辺での環境測定

第2清掃工場の操業に伴う周辺環境への影響を把握するため、周辺地域（日野・滝畑・天野・和泉市南面利）において、大気質測定（年4回四季測定）や水質・土壌等測定（年1回秋季測定）及びダイオキシン類測定（年1回秋季測定）が南河内環境事業組合※により実施され、いずれの測定値も環境基準等を下回るものであった。

※ 南河内環境事業組合

…河内長野市、富田林市、大阪狭山市、河南町、太子町、千早赤阪村のごみ処理を広域行政で行うために設立された組合。平成22年4月からは河内長野市以外の市町村のし尿処理も同組合で行われている。

2. 南河内環境事業組合第2清掃工場河内長野市公害防止対策委員会

第2清掃工場の操業に伴う公害の発生を防止し、周辺地域の生活環境や自然環境の保全を図ることを目的として、平成24年度環境測定結果の報告並びに平成25年度測定計画等を議題として同委員会を開催（平成25年8月6日）し、第2清掃工場の操業に伴う公害等の発生がなく、周辺地域の生活環境や自然環境への影響が見られないことを確認した。